

各都道府県税務担当部（局）長 }  
各都道府県市区町村担当部（局）長 } 殿

総務省自治税務局市町村税課長

### 分煙施設整備のための予算確保について

平素より地方税務行政に格別のご配慮をいただき、ありがとうございます。

分煙施設の整備に関しては、「地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進について」（令和 6 年 4 月 1 日付総務省自治税務局長通知）において、必要な予算措置を積極的に講じていただくことをお願いさせて頂いているところです（別添参照）。

令和 7 年度における整備状況の調査においては、速報値として、前年度から整備箇所数は 181 か所増加しており、新たに取り組みを行った自治体の数も前年度比で増加となっております。特に、近年は民間事業者へ補助した整備事例について増加の傾向がみられています。

これまでに分煙施設を整備した地方団体からは、整備による効果として、禁煙区域での喫煙行為の減少、それに伴うたばこのポイ捨ての減少による美観効果並びに清掃効率の改善、喫煙者と非喫煙者双方からのクレームの減少、整備施設の利用についての満足度の改善などが挙げられています。

このような各地域における分煙施設整備に関する取組状況や健康増進法等の趣旨に基づく分煙施設整備の意義を踏まえ、令和 8 年度予算編成に向けて、地方団体が行う分煙施設整備について引き続き予算を確保していただくとともに、民間事業者等が行う分煙施設整備に対する助成のための予算についてもご配慮をお願いいたします。

なお、令和 6 年度からは、一定の屋外分煙施設整備に関して、地方団体が行う整備に要する経費だけでなく、民間事業者等が行う分煙施設整備に対する助成に要するに経費についても特別交付税措置が講じられていることを申し添えます。

各都道府県の税務担当課におかれては分煙施設整備の関係課にこの旨周知いただくとともに、市区町村担当課におかれては貴都道府県内市区町村の税務担当課及び分煙施設整備の関係課に対してこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

総 税 市 3 6 号  
令和 6 年 4 月 1 日

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

総務省自治税務局長  
( 公 印 省 略 )

地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための  
分煙施設の整備促進について

平素より地方税務行政に格別のご配慮をいただき、ありがとうございます。

分煙施設の整備に関しては、令和 2 年度以降の税制改正大綱における記載を踏まえ、毎年度の自治税務局事務連絡において、望まない受動喫煙の防止及び地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保のため、分煙施設のより一層の整備を図ることについて要請してきたところです。

さらに、令和 6 年度税制改正大綱において、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園などの場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする」と記載されたところです。

つきましては、下記の事項を踏まえ、地方たばこ税の活用も含め、分煙施設の整備を積極的に進めていただくようお願いいたします。

各都道府県の税務担当課及び分煙施設整備担当課におかれてはこの旨をご承知いただくとともに、市区町村担当課におかれては貴都道府県内市区町村の税務担当課及び分煙施設整備担当課に対してこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 分煙施設整備の意義等

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 25 条において、国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないこととされており、その一環として各地方団体は積極的に分煙施設の整備に取り組むことが有効です。

また、同法による規制が配慮義務に留められている屋外や路上等での喫煙が増える中、受動喫煙の増加や吸い殻の廃棄による環境悪化が懸念される状況があり、これらを防止するために、駅前・商店街・公園などの場所において、地方団体だけでなく民間事業者等によるものも含めて分煙施設の整備を進めていくことが有効であると考えられます。

加えて、計画的に分煙施設整備を進めるため、地域の実情に応じ、区域内で必要と考えられる整備場所、箇所数及び施設の形態などの具体的な内容を含む整備方針を定めることが有益であると考えられます。

分煙施設整備の促進は、地方団体にとって貴重な一般財源である地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資することから、令和5年10月27日付自治税務局長通知でお示した市街地での整備事例や観光地での整備事例、分煙施設に防災機能を備えた事例、分煙施設を整備する民間事業者等への助成事例など地域の実情に応じて実施された取組事例も参考にしながら、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、地方団体が行う一定の屋外分煙施設の整備については、特別交付税措置が講じられているところですので、これも踏まえ、積極的な取組をお願いいたします。

## 2 民間事業者等への助成制度の創設

設置場所の確保が困難であるなどの事情により地方団体が自ら設置及び運営を行うことが難しい場合、地方団体においては、民間事業者等が実施する屋内外の分煙施設の整備に対して助成を行うことで、分煙施設の整備を進めている事例があります。このように、民間事業者等への助成制度を創設し制度の適切な周知を実施することも分煙施設の整備に有効な取組であると考えられるため、助成制度の創設についてもご検討をお願いいたします。

なお、令和6年度からは、特別交付税措置について、別紙のとおり一定の要件を満たす民間事業者等が行う屋外分煙施設の整備に対する助成に要する経費についても当該措置の対象に追加することとしており、これも踏まえ、ご検討をお願いいたします。

## 3 適切な予算の確保及び執行

分煙施設の設置・維持や、民間事業者等への助成金制度の創設及び周知その他の必要な取組を実施するため、予算措置を積極的に講じていただきますようお願いいたします。

前述のとおり、屋外分煙施設の整備については特別交付税措置を拡充することとしており、これも踏まえ、積極的な取組をお願いいたします。

## 4 整備方針の策定及び分煙施設の整備状況等の調査の実施

今後、各都道府県及び市区町村の整備方針の策定及び分煙施設の整備状況等について調査を実施する予定ですので、ご協力をお願いいたします。

○ 受動喫煙対策のさらなる推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、望まない受動喫煙の防止に必要な環境の整備を一層推進するため、民間事業者等が行う一定の屋外分煙施設の整備に対する助成に要する経費について特別交付税措置の対象に追加。

|      | 拡充前                                        | 拡充後（左記に追加）                                                                               |
|------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象経費 | 地方公共団体が行う屋外分煙施設の整備に要する経費                   | 民間事業者等が行う屋外分煙施設整備への助成に要する経費（事業費の1/2を上限（＝民間への補助率1/2））                                     |
| 要件   | ①厚生労働省が定める「屋外分煙施設の技術的留意事項」の具体例に沿って整備されるもの。 | ①厚生労働省が定める「屋外分煙施設の技術的留意事項」の具体例に沿って整備されるもの。<br>②一般に開放され、無料で利用できる施設に限る。<br>③たばこ事業者への助成は除く。 |
| 上限額  | 500万円／施設                                   | 事業費の上限：500万円／施設<br>助成額の上限：250万円／施設                                                       |
| 措置内容 | 措置率0.5（財政力補正あり）                            |                                                                                          |

【助成による民間事業者の整備例】

事業所による設置



飲食店による設置

